

安佐南工場建替事業に係る環境影響評価実施計画書（要約版）

1 環境影響評価の目的及び実施手順等

環境影響評価は、事業をより環境に配慮したものとするために、事業を実施した場合の環境への影響について、事前に調査、予測及び評価を行うものです。（図-1 参照）

実施計画書は、環境影響評価の実施前に、事業の内容、地域の特性、選定した環境影響評価の項目及びその手法をまとめたものです。

実施計画書については、市民や専門家の方々から環境保全の見地からの意見をお聴きし、環境影響評価の項目及び手法を見直したうえで、環境影響評価を行ってまいりたいと考えています。

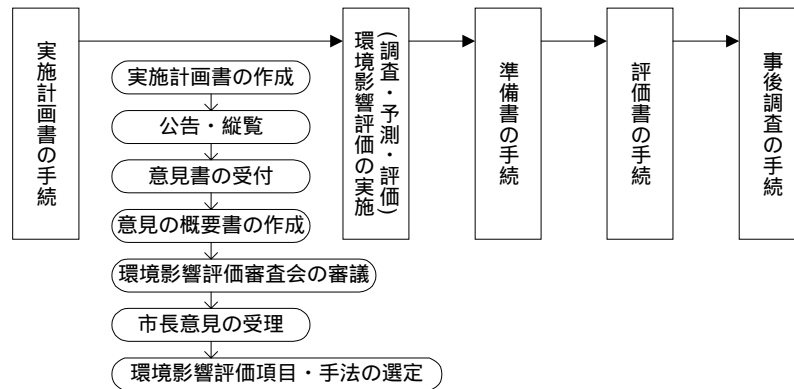


図-1 環境影響評価の実施手順

2 事業者及び都市計画決定権者の氏名等

事業者：広島市（環境局施設部施設課）
 都市計画決定権者：広島市（都市計画局計画調整課）
 代表者：広島市長 秋葉 忠利
 住所：広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

3 事業の目的及び内容等

(1) 事業の目的

広島市では、6種類分別収集等の実施によりごみの減量化・資源化に努めていますが、近年の経済活動、生活様式の変化に伴うごみ排出量の増加により、今後も可燃ごみは増加していくと見込まれます。現在、平成16年度からの本格稼働に向けて新中工場(600t/日)を建設しておりますが、当該工場稼働後においても、近い将来、可燃ごみ量と実処理能力が拮抗することとなり、処理能力不足が生じるものと予測しています。（図-2 参照）

本事業は、こうした状況に対応するとともに、ダイオキシン類の削減を目的とした清掃工場の大型化・集約化の整備方針の基に、可燃ごみの安定した全量焼却体制を維持するため、将来の西部地区のごみ排出量に応じた焼却能力と、平成20年代前半に耐用年数を迎える佐伯工場及び安佐南工場の機能を集約した新規清掃工場として、その整備を行うこととしたものです。

現在の清掃工場整備状況

工場名	公称能力	実処理能力
中工場	400t/日	295t/日
南工場	300t/日	221t/日
安佐南工場	200t/日	147t/日
安佐北工場	200t/日	147t/日
佐伯工場	135t/日	99t/日
計	1,235t/日	909t/日

平成21年度における清掃工場整備状況（予測）

工場名	公称能力	実処理能力	備考
新中工場	600t/日	442t/日	16年度稼働
南工場	300t/日	221t/日	
安佐北工場	200t/日	147t/日	
新安佐南工場	600t/日	442t/日	21年度稼働
計	1,700t/日	1,252t/日	

注1：「公称能力」とは、1年間運転を休まず操業した場合の1日当たりの処理能力をいう。

注2：「実処理能力」とは、点検・補修整備等のために清掃工場の運転を停止することにより処理能力が低下することを勘案して求めた1日当たりの処理能力をいう。

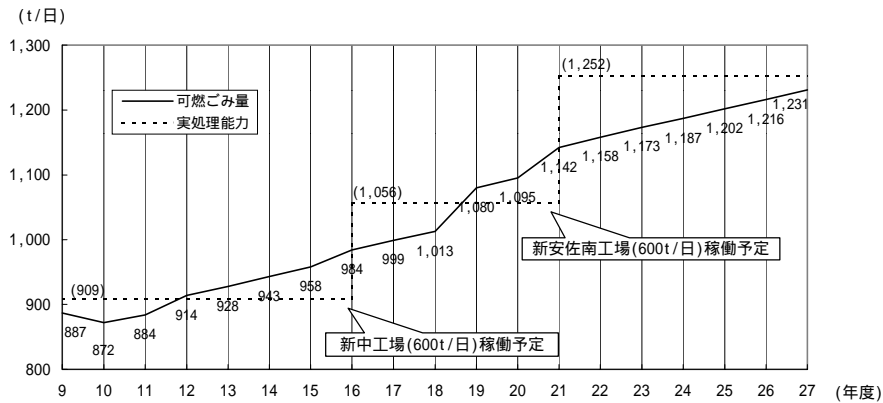


図-2 可燃ごみ量の長期予測と実処理能力

(2) 事業の内容

名 称：安佐南工場建替事業
 種 類：廃棄物焼却施設の設置
 規 模：600 t /日(連続運転式：200 t /日×3 炉) 予定
 事業計画地：広島市安佐南区沼田町大字伴 3987 番地の 1(沼田運動広場) (図-3 参照)
 稼働開始時期：平成 21 年度を予定

4 事業計画地周辺の概況

(1) 自然的状況

事業計画地周辺の環境の現況として、大気質は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類は環境基準を下回っているものの、光化学オキシダントが環境基準を上回っており、騒音は交通量の多さを反映して環境基準に適合していないところもあります。河川の水質は、BOD が環境基準を上回っています。

(2) 社会的状況

事業計画地は西風新都計画対象区域内の市街化調整区域内に所在しており、その周辺では、工業・流通系、住宅系の開発が計画されています。

事業計画地周辺には都市計画道路中筋沼田線、主要地方道広島豊平線等が整備されており、今後も西風新都の開発に伴い外環状線等の幹線道路が整備されることとなっています。

5 主な環境配慮事項

(1) 事業計画地の選定に係る配慮事項

事業計画地は、既に運動広場として造成されている土地であるため、大規模な地形改変や樹木等の伐採を最小限に抑えられるとともに、動植物への影響も回避・低減できます。

ごみ収集車による環境への影響については、新工場の処理対象区域に予定している西区・安佐南区・佐伯区の 3 区の中で人口・可燃ごみ排出量とも安佐南区が最も多いことや、事業計画地周辺の幹線道路網の整備により、西区・安佐南区・佐伯区の各方面からのごみの収集・運搬の効率化が図れます。

施設へのごみ収集車の主な搬入ルートを「外環状線」とすることにより、事業計画地周辺の生活道路等への負荷を低減できます。

(2) 環境への負荷の低減に係る配慮事項

施設から発生する排ガスは、法規制値を遵守するとともに、高度技術を導入し、環境への影響の低減に努めます。

ごみ収集車の洗車装置を設置するとともに、施設内に脱臭装置等を設置し、悪臭の発生防止に努めます。

排水については、施設外へ排水しない(クローズド処理)こととし、周辺河川への影響を回避します。ただし、休炉時において、施設内で発生した生活排水については、合併浄化槽で適正に処理した後、河川放流することにより、影響を低減します。なお、近隣へ公共下水道が整備された場合には、下水道へ放流します。施設は景観に配慮した構造、色彩にするとともに、敷地内は植栽等により緑化を図り、影響の最小化に努めます。

ごみ焼却に伴い発生する余熱を利用して発電を行い、施設内で利用するとともに、周辺施設等での利用を図り、発電に伴う総合的な二酸化炭素の発生量を低減します。

焼却灰・集じん灰は溶融固化を行い、廃棄物の無害化、減容化を図るとともに、溶融固化物の再生利用に努めます。

事業計画地は、現在、沼田運動広場として利用されていることから、代替施設を設置し、機能回復を図ります。

6 環境影響評価項目と調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法については、以下に示す本事業に係る環境影響評価の基本的事項とともに、事業特性及び地域特性を勘案して選定しています。なお、大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び底質の調査地点は図-3のとおりです。

本事業に係る環境影響評価の基本的事項
「広島市環境影響評価条例」に基づき定められた「技術指針」に基づき実施する。 安佐南工場に係る既往調査を踏まえ、モニタリング的な調査も実施する。 事業計画地周辺の開発事業を考慮した環境影響評価を実施する。

大気質(二酸化硫黄，窒素酸化物，浮遊粒子状物質，ダイオキシン類等)

大気質調査は事業計画地の周辺 5 地点で行います。また、気象(地上，上層)の調査を 1 地点で実施します。さらに樹木の葉によるダイオキシン類調査を 5 地点で行います。予測は事業計画地周辺とし、工事中は建設機械の稼働や工事車両の運行，供用後は施設の稼働やごみ収集車等の運行により発生する大気汚染物質について影響を予測・評価します。

騒音・振動

道路交通騒音・振動の調査は事業計画地の周辺 8 地点，環境騒音・振動の調査は 5 地点で行います。また、交通量の調査は 10 地点で行います。予測は事業計画地周辺とし、工事中は建設機械の稼働や工事車両の運行，供用後は施設の稼働やごみ収集車等の運行により発生する騒音・振動について影響を予測・評価します。

悪臭

悪臭調査は事業計画地の周辺 3 地点で行います。事業計画地周辺で、施設の稼働による悪臭の影響を予測・評価します。

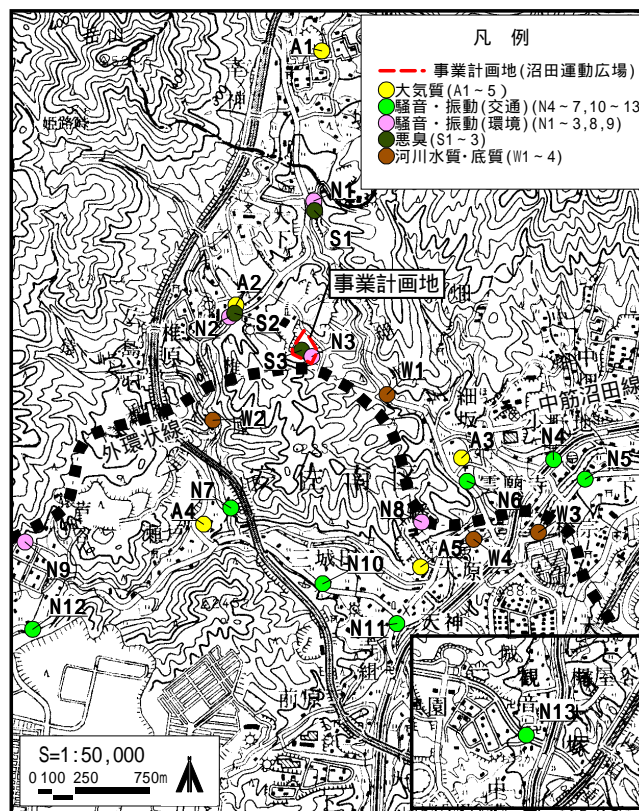


図-3 事業計画地及び周辺調査地点

水質(水の濁り, 水の汚れ)・底質

水質調査は事業計画地の周辺 4 地点で行います。予測は工事による水の濁り, 施設の稼働による水の汚れ, 水の濁りについて影響を予測・評価します。また, 底質調査を周辺 4 地点で実施し, 同様に影響を予測・評価します。

土壌汚染

土壌調査は事業計画地の周辺で森林土壌 5 地点, 農地土壌 4 地点, 宅地土壌 10 地点について行います。予測は事業計画地周辺とし, 施設の稼働による影響を予測・評価します。

日照障害

日照障害の調査は事業計画地周辺の建築物の状況, 土地利用状況について行います。予測は施設の存在による影響を予測・評価します。

生物(動物, 植物, 生態系)

生物調査は事業計画地の周辺で, 鳥類や昆虫類, 植物相等を対象に行います。予測は事業計画地周辺の土地の改変, 施設の稼働による影響を予測・評価します。

景観

景観調査は事業計画地の周辺 5 地点で行います。予測は施設の存在による影響を予測・評価します。

人と自然との触れ合い活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場の調査は事業計画地の周辺で情報の収集, 文献調査等により行います。予測は工事中の建設機械の稼働及び施設の存在による影響を予測・評価します。

廃棄物等

工事及び施設の稼働による廃棄物の発生量を予測・評価します。

温室効果ガス等

施設の稼働による温室効果ガスの発生量を予測・評価します。

【環境影響評価実施計画書の縦覧等について】

下記の期間, 場所において「安佐南工場建替事業に係る環境影響評価実施計画書」の縦覧を行います。この実施計画書については環境保全の見地からの意見書を提出することができます。

【縦覧期間】

平成 13 年 8 月 15 日(水)～平成 13 年 9 月 14 日(金)

【縦覧場所・時間】

場 所		時 間
広島市役所本庁舎 (中区国泰寺町 1-6-34)	環境局環境企画課(市役所本庁舎 4 階)	月曜日～金曜日の午前 9 時～午後 5 時
	環境局施設部施設課(市役所本庁舎 4 階)	
	都市計画局計画調整課(市役所本庁舎 6 階)	
広島市環境局安佐南工場(安佐南区沼田町大字件 3990)		
広島市安佐南区役所	まちづくり推進課(安佐南区古市 1-33-14)	
	沼田出張所(安佐南区沼田町大字件 6301-1)	
広島市安佐北区役所	まちづくり推進課(安佐北区可部 4-13-13)	
	安佐出張所(安佐北区安佐町大字飯室 3052-1)	
広島市ボランティア総合支援センター (中区国泰寺 1-4-15(市役所北庁舎別館 2 階))		火曜日を除く日の午前 10 時～午後 8 時
広島市沼田公民館(安佐南区沼田町大字件 5697)		火曜日を除く日の午前 9 時～午後 5 時
広島市安佐公民館(安佐北区安佐町大字飯室 3455-1)		

【意見書の提出先等】

- ・記載事項 ・提出される方の氏名・住所(法人等の場合には, 名称・代表者の氏名・主たる事務所の所在地)
 ・対象となる環境影響評価実施計画書の名称(「安佐南工場建替事業に係る環境影響評価実施計画書」)
 ・環境保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載)
 決まった様式はありませんので自由に記載してください。
- ・提出方法 郵送・持参
- ・提出先 広島市都市計画局計画調整課(〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号)
 持参される場合には, 各縦覧場所でも受け付けます。
- ・提出期限 平成 13 年 9 月 28 日(金) (必着)

【実施計画書についての問合せ先】

広島市環境局施設部施設課(〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 TEL(082)504-2211)